

事故にあったらどうする？ 事故を見たらどうする？



実際に事故にあったり、事故を見たりしたときに冷静に対応するのは難しいもの。だからこそ、ふだんから事故時の対応を学習しておきましょう！

まとめクイズ

Yes、Noのどちらかを選んでください

Q1. ちょっとした打撲や、かすり傷程度の軽い事故なら警察に通報しなくてもよい。

Yes No

Q2. 登校中に事故を目撃しても、学校に遅刻したくないので、そのまま素通りする。

Yes No

Q3. 自転車乗用中に四輪車と接触し転倒したら、その場で四輪ドライバーが治療代として3万円を出してくれた。もらっていいか。

Yes No

Q4. あなたがあて逃げされたり、ひき逃げや、あて逃げの現場を目撃したときは、逃げた車のナンバーや色、形などをできるだけ覚え、警察に通報する。

Yes No



→解答は次ページに！



Q1. No

警察への通報は、加害者、被害者を問わず車両運転者の義務として法律で定められています。軽い事故と思っても、たとえば頭を打っていると、後で危険な症状が出ることもあります。

Q2. No

交通事故は人の命がかかった問題です。学校には電話などで事情を説明し、遅れる旨を知らせ、周りの人と協力して目撃者として警察の到着を待ちましょう。

Q3. No

たとえその場でお金を差し出されても、受け取らず、警察に通報しましょう。(Q1参照)
あとで重大なケガがあることがわかり、治療に3万円ではすまなくなることもあります。

Q4. Yes

さらに発生時間や発生場所も覚えておくといでしょう。



事故にあったときは、
おわびにお金を出されても
受け取らずに、
警察に通報しましょう。

コラム
1

事故にあったときしなくてはいけないこと

軽い交通事故にあった場合でも、直後に必ずしなければいけないのは、次の4つ

1.警察への通報

加害者、被害者を問わず車両運転者の義務として法律で定められています。通報しないと、自動車安全運転センターから「交通事故証明書」を発行してもらえなくなり、保険金請求や損害賠償請求ができなくなる場合があります。

2.相手の確認

ドライバーの運転免許証や自賠責保険証を見せてもらい、氏名、住所、車のナンバー、車の持ち主、保険会社名などを確認しましょう。

3.軽いケガでも病院に行く

軽いと思っていたケガが、あとになって重いことがわかることがあります。

4.保険会社への報告

ケガや車両の損傷があったときは、入っている保険会社に連絡をしましょう。

●事故にあったときの対処法

あせらず冷静に、必要なことをきちんと伝えよう。

警察に届けよう

高校生は、自転車事故の被害者になったときに、対処法(コラム1)を知らずに、不利益を被ることがあります。よくあるのが「自分のケガはたいしたことがない」と思って、警察に通報せず、事故の相手の連絡先も聞かずに帰ってきて、あとで大けがとわかるケースです。相手側のドライバーも面倒なことに巻き込まれたくないと思い、自転車側の不注意を責めるなど、うまくやり過ごしてしまおうとする人もいるかもしれません。

しかし勇気を出して「警察に連絡しましょう」「免許証を見せてください」といましょう。たとえ自転車乗用中の自分に、「片手運転」や「無灯火運転」などの非があったとしても、交通事故の多くは、事故の当事者双方に過失があるものです。ドライバーにも違反や過失があるかもしれず、自転車側だけが悪いとするのは、正しくありません。もし相手の車が走り去ったときは、そのままにしないこと。周りの人に協力を求めるのもいいでしょう。(コラム2)

目撃情報は大切

また、たまたま自分が事故現場に居合わせたら、



事故にあったとき、「ケガは軽い」と自分で判断しないこと

- 1.目撃者としての情報を覚え、提供する
- 2.ケガ人に救助の手をさしのべる

この2つのことをしましょう。目撃情報は事故の真相解明にとっても大切なものです。積極的に警察に協力するようにしましょう。

コラム 2

自分にぶつかった車が逃げた、あるいは、ひき逃げ車を目撃したら……

1.車のナンバー、色、形、車種を覚える。

ナンバーは、数字を1つ間違えるとまったく違う車になります。色や形なども覚えておきましょう。

2.発生時間を覚えておく

時計を持っていない場合でも、他の人に聞くなどして必ずチェックしましょう。

3.発生場所

住居表示や目印となる場所、建物をチェックしましょう。

4.周囲の人の協力を求める

周囲に協力を求めることで、目撃者としてそのときの状況を証言してもらえます。連絡先を覚えてもらおうと、あとで裁判になったときなどに連絡がとれます。



新聞や本などの資料、インターネットなどを使って、調べて考えてみましょう

• これまで事故にあったり、事故を見たりしたことはありますか？ そのときはどんな対応をしましたか？



• 自転車の保険に加入していますか？ どんなものがあるか調べてみましょう。





MESSAGE

事故の対応を知らなかったために 自分で治療費を負担している方がたくさんいます

高山俊吉 弁護士

交通事故を起こした人には被害者を救護し、事故を警察に届ける義務があります。交通事故にあったら、まず助ける、そして警察に届けるというのは基本的な約束事です。必ず守りましょう。若い人たちは、事故にあったときは、たいしたことないと思いがちです。事故にびっくりして、痛いとか苦しいとか思わないこともあります。後から痛みに気づいて交通事故を届ける人が少なくありません。しかしもう事故の相手はどこに行ってしまったかわからない。結局自分で治療費を負担しなければならない、という方がいっぱいいます。

相手のドライバーに「ケガは大丈夫だね」といわれ、そのまま立ち去られそうになっても「ちょっと待ってください。事故ですから、ちゃんと届け出てください」といいます。運転者が逃げると「不申告事故」といって、相手がケガをしている場合には「ひき逃げ」になります。自転車を壊して逃げれば「あて逃げ」で、普通の自動車事故よりも、その運転者は重く処罰されます。逃げられてしまった場合には、車のナンバー、色、形、車種などを覚えておきましょう。